

天津大野木マイツ ニュースレター

2004年8月10日

No. 0405

文責：安達 友信

商業企業に対する増値税の緊急通知発令

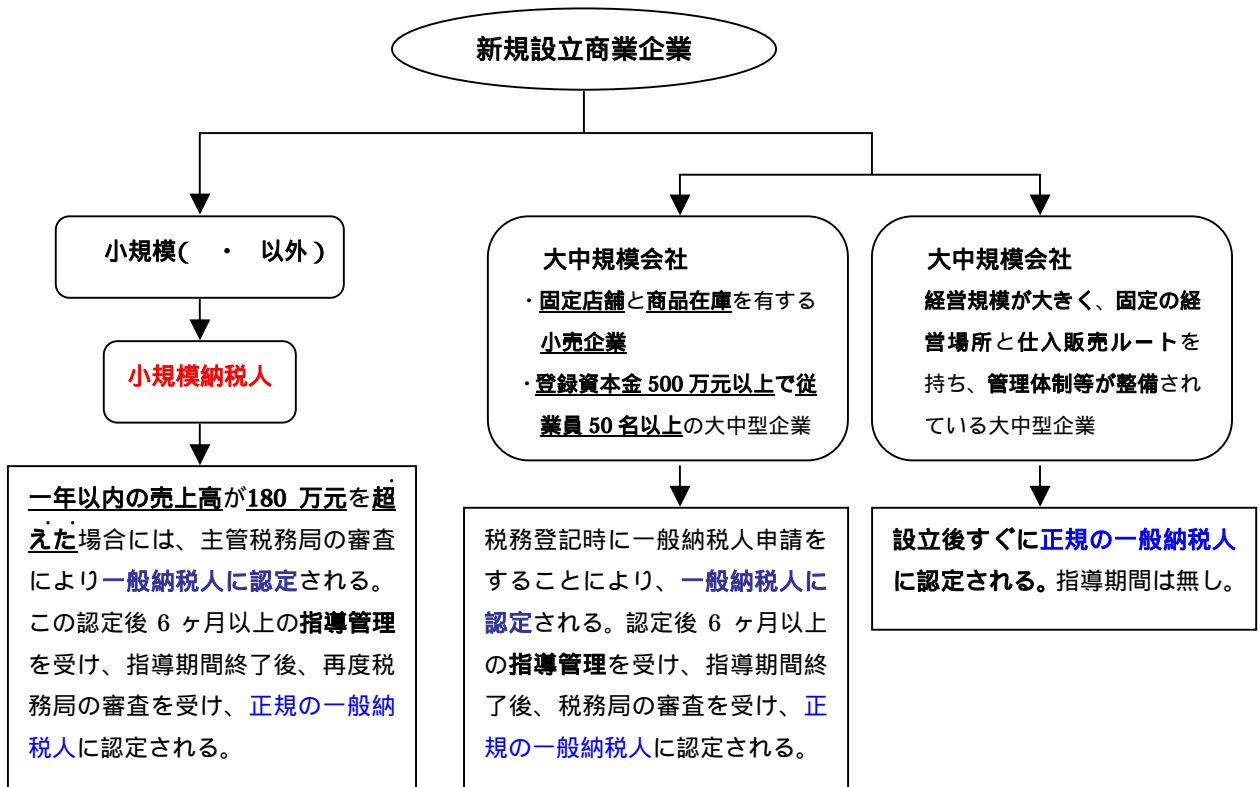
このほど、国家税務総局より商業企業（商貿企業）に対する増値税の扱いに関し「**新規設立商業貿易企業の増値税徴収管理強化の関連問題に関する緊急通知**」（国税発明電[2004]37号）が7月1日付けで発令されており8月1日より**実施**（一部項目についてはこの通知の到達日より**実施**）されています。

すでに施行されている「外商投資商業領域管理弁法」では、本年12月11日より外資独資での商業企業の設立が可能となりますが、今回の緊急通知は、これら外資商業企業に大きな影響を与えるものとなっております。

この通知のポイントは以下の通りです。

緊急通知のポイント

1. 増値税一般納税人認定を行う際に会社規模等に応じた分類管理



上記 小規模の新規設立商業企業の取り扱いは、本通知の到着日より実施

(注) 小規模納税人の取り扱いについて

商業企業の小規模納税人の増値税は、売上高に税率4%を乗じて計算した金額となり、仕入税額控除は不可。

小規模納税人は原則として、普通発票（インボイス）のみ発行可能。

販売先は、この普通発票では仕入税額控除は出来ない。（増値税専用発票に記載する増値税額のみしか仕入税額控除ができないため。）

ただし、一定の小規模納税人は主管税務局の認可を受け、税務局にて増値税専用発票の代理発行をしてもらうことが出来る。

2. 一般納税人に対する指導及び管理

上記1. の小規模納税人から一般納税人に変更された場合又は の大中規模会社に該当し一般納税人とされた場合には、6ヶ月以上の指導期間中、主管税務局から増値税の税收政策と徴収管理制度に関し指導を受け、かつ、増値税専用発票の交付について一定の制限が設けられています。

上記指導期間経過後、再審査を経て正規の一般納税人に認定された場合又は上記1. の大中規模会社に該当し一般納税人とされた場合には、主管税務局からの指導管理はされず、増値税専用発票の交付条件が指導期間中に比べ緩和されます。

3. 外商投資商業領域管理弁法との関係について

「外商投資商業領域管理弁法」（2004年4月16日付発布、6月1日より施行）では、外商投資商業企業に出資する外国企業に対し出資者資格・最低資本金制限・出資比率制限等が従来に比べ大幅に緩和されました。

2004年12月11日以降は独資による商業企業の設立が可能となり、最低資本金制限について従来の「外商投資商業企業試点弁法」では卸売：8,000万元・小売：5,000万元とされていたものが、管理弁法では中国の会社法（卸売：50万元・小売：30万元）に基づくとされました。

最低資本金が会社法に基づき低くなったとはいえ、事業計画・資金計画に基づいて資本金額を決定される必要がありますし、上記の緊急通知による影響も考慮する必要があります。

つまり、設立当初より増値税の一般納税人としての認定を受けるためには、登録資本金を500万人民元とする必要があります。

この緊急通知は、管理弁法により外商投資商業企業が今後多く増えることを意識して発令されたものであることは間違いなく、税務当局が先手を打ってきたといえます。

また、天津保税區にて設立される商社もこの緊急通知の取り扱いを受けるとのことです。（天津保税區の国家税務局確認。2004年8月10日現在）

（完）